

剣淵町「地域おこし協力隊」募集要項

剣淵町は、北海道中央部に位置する旭川市から北へ約45km（自動車で約1時間）の距離にある田園風景豊かな純農村の町で、北海道の中では積雪量が比較的多いものの、夏は朝夕涼しく過ごしやすい内陸的な気候の町です。旭川空港を利用した場合は、首都圏への日帰り往復も可能です。

剣淵町では、観光事業の発展を図るため、観光宣伝、観光客誘致促進、観光施設の利活用、観光に携わる関係者の資質向上等様々な事業を実施してきております。しかし、近年は、国内旅行者の減少をはじめ、多くの課題により観光は厳しい状況が続いており、これらの課題を解決するため、地域経済の発展に向けて、観光によるまちづくりを推進する必要があります。

このため、これまでに培った経験やスキルを活かした活動を提案できるとともに、各種取組を剣淵町観光協会と連携して進めていただける方で、活動終了後も剣淵町で就労又は起業し、定住される意欲のある方を「剣淵町地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人数 1名

2. 募集対象

次のすべての項目に該当する方が対象になります

- (1) 年齢は、2019（平成31）年4月1日現在で、原則として満20歳以上の方（性別は問いません。）
- (2) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）等に在住し、採用決定後に剣淵町に住民票を移動し居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を所持している方
- (4) 自家用車を確保している方（2019（平成31）年4月1日現在で、自家用車を確保できる方を含みます。）
- (5) パソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方
- (6) パソコン等でSNS（Facebook等）の情報発信ができる方
- (7) 地域住民と協力して、地域の活性化に取り組む意欲と実行力のある方
- (8) やる気があり、最終的には、町観光協会の運営を実施していく意欲のある方
- (9) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

3. 業務概要

- (1) 剣淵町観光協会事務局の運営管理業務及び事務一般
- (2) 観光情報の収集と発信（SNSを積極的に活用した情報発信）
- (3) 観光客誘致促進に係る企画立案及びそれらの実施
- (4) 近隣各地域との広域連携による観光推進
- (5) 外国人観光客の誘致及び受入体制強化
- (6) その他観光協会の目的達成に必要な業務
- (7) その他地域おこしの支援（地域コミュニティ活動等）や地域の活性化に資する活動等への参加、地域の情報発信等

4. 勤務地

剣淵町観光協会事務局

5. 勤務時間

- (1) 1日7時間45分、週38時間45分を原則とします。
- (2) ただし、必要に応じて、時間外及び休日に勤務する場合があります。その場合は、原則として勤務日と休日を振り替えます。

6. 休日・休暇

- (1) 休日 週休2日（業務ローテーションにより変動します。）、国民の祝日、年末年始（12月31日から翌年1月5日までの日）
- (2) 年次有給休暇 1年目10日
- (3) 病気休暇 1日又は1時間単位
- (4) 特別休暇 忌引、結婚、産前産後、裁判員

7. 雇用形態・期間

- (1) 身分は、「剣淵町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。
- (2) 採用日は、2019（平成31）年4月1日を予定していますが、採用決定後に相談の上、調整します。
- (3) 期間は、委嘱の日から2020年3月31日までとしますが、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、その後1年を超えない範囲で、町長が委嘱更新の判断を行います。なお、委嘱期間は、最長で3年（2022年3月31日まで）とします。
- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても、その職を解くことがあります。

8. 給与・賃金等

月額200,000円

- ※ 社会保険料、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。
- ※ 住民税は、個人納付対応になります。
- ※ 賞与、退職手当等は支給されません。

9. 待遇・福利厚生

- (1) 住宅 活動期間中の住居は、剣淵町が住宅を用意し、家賃は町が負担します。
 - ※ 赴任（転入）に伴う交通費等は、剣淵町が一部助成します。
 - ※ 家具等の一部は、剣淵町が用意します。
 - ※ 引っ越しに係る経費、居住に係る光熱水費、生活用品等は、自己負担になります。
- (2) 活動支援
 - ・通勤、活動のための移動に要する自動車借上料として、最大月額15,000円を支給します。
 - ・活動に必要な旅費は、剣淵町が負担します。（ただし、燃料費は自己負担）
 - ・活動に必要な消耗品・備品等は、剣淵町が用意します。
- (3) 福利厚生 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入します。

10. 支給日

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 給与・賃金等 | 毎月21日 |
| (2) 住宅使用料（住宅家賃相当額） | 毎月21日 |
| (3) 自動車借上料 | 毎月21日 |

11. 申込受付期間

平成31年1月25日から募集人数に達するまで

12. 申込方法等

(1) 提出書類

- ・剣淵町「地域おこし協力隊」応募用紙（様式1）
- ・住民票（平成31年1月25日以降発行のもの）

※ 応募用紙等は、剣淵町ホームページ、又は、一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された書類は、返却しません。

(2) 提出期限

募集人数に達するまで

(3) 申込方法

郵送による

(4) 提出先

〒098-0392

北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

剣淵町役場 町づくり観光課 企画商工観光グループ 宛

13. 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

書類選考を行い、応募者全員に文書により結果を通知します。

(2) 第2次選考（面接試験）

第1次選考合格者を対象に、剣淵町役場において面接試験を行います。（詳細は、第1次選考の合格者に通知します。）

なお、第2次選考のために必要な交通費等は、自己負担になります。

(3) 最終選考の結果

第2次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

14. お問い合わせ先

剣淵町役場 町づくり観光課 企画商工観光グループ 前田・西岡

〒098-0392

北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

TEL 0165-26-9022（直通）

FAX 0165-34-2590

E-mail kikaku@town.kembuchi.hokkaido.jp

URL <http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>

※ 応募に関するお問い合わせは、別紙「質問票（様式2）」に記入の上、メールでお願いします。